

令和6年10月20日執行
久山町長選挙

選挙運動公費負担関係諸用紙綴

(記入例)

久山町選挙管理委員会

目 次

1	申請書等	
001	様式第 1 号記載例ハイヤー方式自動車使用契約届出書	1
002	様式第 10 号記載例ハイヤー方式自動車使用証明書(自動車)	2
003	様式第 13 号請求書選挙運動用自動車の使用	3
004	様式第 1 号記載例個別契約 自動車使用契約届出書	5
005	様式第 10 号記載例個別契約自動車使用証明書(自動車)	6
006	様式第 13 号記載例個別契約 請求書自動車	7
007	様式第 4 号記載例 燃料代確認申請書	9
008	様式第 7 号選挙運動用自動車燃料代確認書	10
009	様式第 10 号記載例使用証明書(燃料)	11
010	様式第 13 号記載例 請求書燃料	12
011	様式第 10 号記載例使用証明書(運転手)	14
012	様式第 13 号記載例 請求書自動車運転手	15
013	様式第 2 号選挙運動用ビラ作成契約届出書	17
014	様式第 5 号選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書	18
015	様式第 8 号選挙運動用ビラ作成枚数確認書	19
016	様式第 11 号選挙運動用ビラ作成証明書	20
017	様式第 14 号請求書選挙運動用ビラの作成	21
018	様式第 3 号選挙運動用ポスター作成契約届出書	23
019	様式第 6 号ポスター作成枚数確認申請書	24
020	様式第 9 号ポスター作成枚数確認書	25
021	様式第 12 号ポスター作成証明書	26
022	様式第 15 号請求書選挙運動用ポスターの作成	27
2	参考様式 契約書	
101	契約書記載例 01 自動車使用(ハイヤー方式)	30
102	契約書記載例 02 自動車賃貸借	31
103	契約書記載例 03 燃料供給	32
104	契約書記載例 04 自動車運転	33
105	契約書記載例 05 ビラ作成	34
106	契約書記載例 06 ポスター作成	35

ハイヤー方式の場合

様式第1号（第2条関係）

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

告示日を記入する。

令和6年10月15日

久山町選挙管理委員会委員長 様

令和6年10月20日執行

久山町 長 選挙

候補者氏名 久山 太郎

通称ではなく本名を記載。

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		運送契約期間	運送契約金額	
令和6年 9月24日	株式会社〇〇タクシー 久山町大字久原〇〇番地 代表取締役 〇〇 〇〇	令和6年10月15日 から令和6年10月19日まで	275,000円	

1日につき55,000円（税込み）で10/15から10/19までの5日間の契約をした場合の記載例。

2 1に掲げる場合以外の場合

項目 区分	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
			借入期間等	契約金額	
自動車の 借 入 れ	年 月 日			円	
燃 料 代					
運 転 手 の 雇 用					

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 の「契約内容」欄の「借入期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記入してください。
- 3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください（なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。）。
- 4 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合にはこの限りではありません。

ハイヤー方式の場合

様式第 10 号（その 1）（第 5 条関係）

選挙翌日以降の日付を記入する。

選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

令和 6 年 1 0 月 2 2 日

令和 6 年 1 0 月 2 0 日執行

久山町 長 選挙

候補者氏名 久山 太郎

通称ではなく本名を記載。

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

運送等契約区分 (該当する方の番号に ○をしてください。)	1	一般乗用旅客自動車運送 事業者との運送契約によ る場合	2	左に掲げる場合 以外の場合
運送事業者等の氏名又は名称及び住 所並びに法人にあってはその代表者 の氏名		株式会社〇〇タクシー 久山町大字久原〇〇番地 代表取締役 〇〇 〇〇		
車種及び自動車登録番 号又は車両番号	運送等年月日	運送等金額	備 考	
福岡〇〇〇 あ 〇〇〇〇	令和 6 年 10 月 15 日	275,000 円	1 日につき 55,000 円（税込 み）で 10/15 から 10/19 ま での 5 日間の契約をした場合 の記載例。	
	～令和 6 年 10 月 19 日			

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 運送事業者等が久山町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、久山町に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車 1 台につき 1 日当たり次の金額までとなります。
 - 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500 円
 - (1) 以外の場合 16,100 円
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の 1）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の 2）を同時に行なった場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する 1 台について記載してください。
- 今回の町長選挙の場合の限度額
 - 64,500 円
 - 16,100 円
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により 2 台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する 1 台に限られていますので、その指定をした 1 台のみについて記載してください。
- 5 の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び 6 の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、久山町に支払を請求することはできません。

ハイヤー方式の場合

請 求 書
(選挙運動用自動車の使用)

令和 6 年 10 月 31 日

久山町長 様

住所（所在地） 久山町大字久原〇〇番地

氏名（名称） 株式会社〇〇タクシー

代表取締役 〇〇 〇〇

(法人にあっては、その代表者の氏名も記入する)

久山町議会議員及び久山町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 4 条の規定により、次の金額の支払を請求します。

- 1 請 求 金 額 275,000 円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 選 挙 名 令和 6 年 10 月 20 日執行久山町長選挙
- 4 候補者の氏名（※戸籍名） 久山 太郎
- 5 振込先

金融機関名	〇〇銀行	本・支店名	〇〇支店
口座種別	普通	口座番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
フリガナ	㏐ 〇〇タクシー ダイエツトリシヤク 〇〇 〇〇		
口座名義	株式会社〇〇タクシー 代表取締役 〇〇 〇〇		

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに選挙運動用自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和 45 年運輸省令第 7 号）第 13 条第 1 項第 4 号に規定する 4 けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）第 36 条の 17 第 1 項第 4 号若しくは第 36 条の 18 第 1 項第 3 号に規定する 4 けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、久山町に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。
- 4 契約業者等（法人にあってはその代表者）本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあってはその代表者）本人の署名その他の措置がある場合にはこの限りではありません。

ハイヤー方式の場合

(別紙) その1

請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により選挙運動用自動車を使用した場合)

使用年月日	運送金額(ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備考
令和6年10月15日	円 台 円 55,000 × 1 = 55,000	円 台 円 64,500 × 1 = 64,500	55,000 円	運送金額(ア)と 基準限度額(イ) の低い額を記載す る。
令和6年10月16日	円 台 円 55,000 × 1 = 55,000	円 台 円 64,500 × 1 = 64,500	55,000 円	
令和6年10月17日	円 台 円 55,000 × 1 = 55,000	円 台 円 64,500 × 1 = 64,500	55,000 円	
令和6年10月18日	円 台 円 55,000 × 1 = 55,000	円 台 円 64,500 × 1 = 64,500	55,000 円	
令和6年10月19日	円 台 円 55,000 × 1 = 55,000	円 台 円 64,500 × 1 = 64,500	55,000 円	
計		今回の町長選挙の場合の 基準限度額(イ)は上記 のとおり。	275,000 円	

備考 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうちいずれか少

レンタカー方式の場合

様式第1号（第2条関係）

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

告示日を記入する。

令和6年10月15日

久山町選挙管理委員会委員長 様

令和6年10月20日執行

久山町 長 選挙

候補者氏名（※戸籍名） 久山 太郎

通称ではなく本名を記載。

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

3 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日 年 月 日	契約の相手方の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあって はその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		運送契約期間	運送契約金額 円	

4 1に掲げる場合以外の場合

項目 区分	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあって はその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
			借入期間等	契約金額	
自動車の 借 入 れ	令和6年9月24日	株式会社〇〇レンタカー 福岡市東区〇〇〇丁目〇番〇号 代表取締役 〇〇 〇〇	令和6年10月10日から 令和6年10月19日まで	132,000 円	
燃 料 代	令和6年9月24日	株式会社〇〇石油 久山町大字山田〇〇番地〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇	令和6年10月15日から 令和6年10月19日まで	150 円/ℓ	
運 転 手 の 雇 用	令和6年9月24日	福岡 次郎 久山町大字猪野〇〇番地〇〇	令和6年10月15日から 令和6年10月19日まで	50,000 円	

以下は参考金額の例。

- ① 自動車の借入れ 1日につき13,200円で10/10から10/19までの契約の例
- ② 燃料代 1ℓにつき150円の単価で契約の例
- ③ 運転手の雇用 1日につき10,000円で5日間の契約の例

備考

- 1 契約届出書には、表
- 2 の「契約内容」欄を、「燃料代」にあって
- 3 「燃料代」にあって「契約金額」には、契
- 4 候補者本人が届け出は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合にはこの限りではありません。

レンタカー方式の場合

様式第 10 号（その 1）（第 5 条関係）

選挙翌日以降の日付を記入する。

選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

令和 6 年 10 月 22 日

令和 6 年 10 月 20 日執行

久山町 長 選挙

候補者氏名（※戸籍名） 久山 太郎

通称ではなく本名を記載。

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

運送等契約区分 (該当する方の番号に ○をしてください。)	1	一般乗用旅客自動車運送 事業者との運送契約によ る場合	2	左に掲げる場合 以外の場合
運送事業者等の氏名又は名称及び住 所並びに法人にあってはその代表者 の氏名		株式会社〇〇レンタカー 福岡市東区〇〇〇丁目〇番〇号 代表取締役 〇〇 〇〇		
車種及び自動車登録番 号又は車両番号	運送等年月日		運送等金額	備 考
福岡 〇〇〇 わ 〇〇〇〇	令和 6 年 10 月 15 日		66,000 円	1 日につき 13,200 円 (税込み) で契約をした 場合の記載例。
	～令和 6 年 10 月 19 日			
契約期間全体ではなく、 公費負担に該当する期間 (10 月 15 日から 19 日までの間) について記 載すること。				

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 運送事業者等が久山町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、久山町に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車 1 台につき 1 日当たり次の金額までです。
 - 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500 円
 - (1) 以外の場合 16,100 円
- 同一の日において一般乗用旅客自動車以外の契約（「運送等契約区分」欄の 2）のは候補者の指定する一の契約に限られてください。

今回の町長選挙の場合の限度額
 (1) 64,500 円
 (2) 16,100 円
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により 2 台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する 1 台に限られていますので、その指定をした 1 台のみについて記載してください。
- 5 の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び 6 の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、久山町に支払を請求することはできません。

レンタカー方式の場合

様式第 13 号（第 6 条関係）

請 求 書
(選挙運動用自動車の使用)

令和 6 年 1 0 月 3 1 日

久山町長 様

住所（所在地） 福岡市東区〇〇〇丁目〇番〇号

氏名（名称） 株式会社〇〇レンタカー
代表取締役 〇〇 〇〇
(法人にあっては、その代表者の氏名も記入する)

久山町議会議員及び久山町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 4 条の規定により、次の金額の支払を請求します。

6 請 求 金 額 66,000円

7 内 訳 別紙請求内訳書のとおり

8 選 挙 名 令和 6 年 1 0 月 2 0 日執行 久山町長選挙

9 候補者の氏名（※戸籍名） 久山 太郎

10 振込先

金融機関名	〇〇銀行	本・支店名	〇〇支店
口座種別	普通	口座番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
フリガナ	カ)〇〇レンタカー ダイオクトリヤカ 〇〇〇〇		
口座名義	株式会社〇〇レンタカー代表取締役 〇〇 〇〇		

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに選挙運動用自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和 45 年運輸省令第 7 号）第 13 条第 1 項第 4 号に規定する 4 けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）第 36 条の 17 第 1 項第 4 号若しくは第 36 条の 18 第 1 項第 3 号に規定する 4 けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、久山町に支払を請求することはできません。
- 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。
- 契約業者等（法人にあってはその代表者）本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあってはその代表者）本人の署名その他の措置がある場合にはこの限りではありません。

(別紙)その2

レンタカー方式の場合

請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により選挙運動用自動車を使用した場合)

(1) 自動車の借入れ

使用年月日	借入金額(ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備考
令和6年10月15日	円 台 円 13,200 × 1 = 13,200	円 台 円 16,100 × 1 = 16,100	13,200 円	借入金額(ア)と 基準限度額(イ) の低い額を記載す る。
令和6年10月16日	円 台 円 13,200 × 1 = 13,200	円 台 円 16,100 × 1 = 16,100	13,200 円	
令和6年10月17日	円 台 円 13,200 × 1 = 13,200	円 台 円 16,100 × 1 = 16,100	13,200 円	
令和6年10月18日	円 台 円 13,200 × 1 = 13,200	円 台 円 16,100 × 1 = 16,100	13,200 円	
令和6年10月19日	円 台 円 13,200 × 1 = 13,200	円 台 円 16,100 × 1 = 16,100	13,200 円	
計			66,000 円	

備考 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうちいずれか少ない額を記載してください。

今回の町長選挙の場合の
基準限度額(イ)は上記
のとおり。

選挙運動用自動車燃料代確認申請書

燃料給油量の確定後になるため、提出は選挙期日後になる。

令和6年10月22日

久山町選挙管理委員会委員長 様

令和6年10月20日執行

久山町 長 選挙 通称ではなく本名を記載。

候補者氏名（※戸籍名） 久山 太郎

次の選挙運動用自動車燃料代につき、久山町議会議員及び久山町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

- 1 契約年月日 令和6年9月24日 契約書の契約日を確認。
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
株式会社〇〇石油
久山町大字山田〇〇番地〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号
福岡 〇〇〇
わ 〇〇〇〇
- 4 確認申請金額 18,375円 限度額の38,500円以内であることを確認。

区 分	購入金額	左のうち確認済み 又は確認申請金額
前回までの累積金額（a）	0 円	0 円
今回の購入金額（b）	18,375 円	18,375 円
燃料代計（a）＋（b）	18,375 円	18,375 円
備 考	選挙運動期間中に給油した合計。 例） 1ℓ 150 円の単価で契約し、122.5ℓの燃料供給を受けた場合。	

備考

- 1 この申請書は、燃料供給業者ごとに提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代確認申請書として提出してください。
- 3 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 4 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額を含めて記載してください。
- 5 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合にはこの限りではありません。

様式第7号（第3条関係）

燃料代確認申請書（様式第4号）の提出後
に選挙管理委員会から交付する。

選挙運動用自動車燃料代確認書

第 号

令和6年10月24日

久山町選挙管理委員会

委員長 前田 直 印

久山町議会議員及び久山町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定に基づき、次の選挙運動用自動車燃料代は、同号イに定める金額の範囲内のものであることを確認する。

1 令和6年10月20日執行 久山町 長 選挙

2 候補者の氏名（※戸籍名） 久山 太郎

3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号

福岡 〇〇〇

わ 〇〇〇〇

4 確認金額 18,375円

選挙運動中に使用した合計。

例) 1ℓ 150円の単価で契約し、122.5ℓ
の燃料供給を受けた場合。

備考

- 1 この確認書は、燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用自動車使用証明書（燃料）とともに当該確認書を請求書に添付してください。なお、公費の支払の請求ができるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られています。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物を没収された場合には、燃料供給業者は、久山町に支払を請求することはできません。

選挙翌日以降の日付を記入する。

選挙運動用自動車使用証明書（燃料）

令和 6 年 10 月 22 日

令和 6 年 10 月 20 日執行

久山町 長 選挙

候補者氏名（※戸籍名） 久山 太郎

通称ではなく本名を記載。

次のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

燃料供給業者の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあって はその代表者の氏名		株式会社〇〇石油 久山町大字山田〇〇番地〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇		
燃料供給年月日	燃料の供給を受けた 選挙運動用自動車の 自動車登録番号又は 車両番号	燃料供給量	燃料供給金額	備 考
令和 6 年 10 月 15 日	福岡 〇〇〇 わ 〇〇〇〇	30.5 ℓ	4,575 円	供給日ごとに記載すること
令和 6 年 10 月 16 日	福岡 〇〇〇 わ 〇〇〇〇	18.2 ℓ	2,730 円	
令和 6 年 10 月 17 日	福岡 〇〇〇 わ 〇〇〇〇	26.3 ℓ	3,945 円	
令和 6 年 10 月 18 日	福岡 〇〇〇 わ 〇〇〇〇	12.2 ℓ	1,830 円	
令和 6 年 10 月 19 日	福岡 〇〇〇 わ 〇〇〇〇	35.3 ℓ	5,295 円	
※供給日が10月20日（投開票日）の給油分は制度の対象とならないので、注意すること。				

備考

- この証
受けた日
年運輸省
路運送車
第 1 項第
で、燃料
供給業者に提出してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 燃料供給業者が久山町に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、久山町に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。

伝票（燃料の供給を
登録規則（昭和 45
は車両番号のうち道
しくは第 36 条の 18
が記載された書面
、候補者から燃料

様式第 13 号（第 6 条関係）

請 求 書
(選挙運動用自動車の使用)

令和 6 年 1 0 月 3 1 日

久山町長 様

住所（所在地） 久山町大字山田〇〇番地〇〇
氏名（名称） 株式会社〇〇石油
代表取締役 〇〇 〇〇

(法人にあっては、その代表者の氏名も記入する)

久山町議会議員及び久山町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 4 条の規定により、次の金額の支払を請求します。

- 1 請 求 金 額 1 8 , 3 7 5 円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 選 挙 名 令和 6 年 1 0 月 2 0 日執行 久山町 長 選挙
- 4 候補者の氏名（※戸籍名） 久山 太郎 通称ではなく本名を記載。
- 5 振込先

金融機関名	〇〇銀行	本・支店名	〇〇支店
口座種別	普通	口座番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
フリガナ	カ)〇〇チキ ダイヨウトリヤリヤ 〇〇〇〇		
口座名義	株式会社〇〇石油 代表取締役 〇〇 〇〇		

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに選挙運動用自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和 45 年運輸省令第 7 号）第 13 条第 1 項第 4 号に規定する 4 けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）第 36 条の 17 第 1 項第 4 号若しくは第 36 条の 18 第 1 項第 3 号に規定する 4 けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、久山町に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。
- 4 契約業者等（法人にあってはその代表者）本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあってはその代表者）本人の署名その他の措置がある場合にはこの限りではありません。

(別紙) その2

請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により選挙運動用自動車を使用した場合)

(2) 燃料代

販売年月日	販売金額(ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備考
令和6年10月15日	円 0 円 150 × 30.5 = 4,575	基準限度額(イ)の(計)欄は選挙管理委員会から候補者へ交付する確認書(様式第7号)に記載された金額を記載してください。	請求金額の(計)欄は(ア)の(計)欄又は(イ)の(計)欄のうち少ない方の金額を記載してください。	
令和6年10月16日	円 0 円 150 × 18.2 = 2,730			
令和6年10月17日	円 0 円 150 × 26.3 = 3,945			
令和6年10月18日	円 0 円 150 × 12.2 = 1,830			
令和6年10月19日	円 0 円 150 × 35.3 = 5,295			
計	18,375 円	18,375 円	18,375 円	

備考

- 1 「基準限度額」
- 2 「請求金額」欄

選挙運動期間中に給油した合計。
例) 10 150 円の単価で契約し、
122.50の燃料供給を受けた場合。

金額の合計を記載してください。
(計)欄のうちいずれか少ない方の金額を記載してください

選挙翌日以降の日付を記入する。

選挙運動用自動車使用証明書（運転手）

令和 6 年 10 月 22 日

令和 6 年 10 月 20 日執行

久山町 長 選挙

候補者氏名（※戸籍名） 久山 太郎

通称ではなく本名を記載。

次のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

運転手の氏名及び住所	住所 久山町大字猪野〇〇番地〇〇	
	氏名 福岡 次郎	
雇 用 年 月 日	報 酬 の 額	備 考
令和6年10月15日	10,000円	
令和6年10月16日	10,000円	
令和6年10月17日	10,000円	
令和6年10月18日	10,000円	
令和6年10月19日	10,000円	
	1日につき10,000円で契約をした場合の記載例	

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 運転手が久山町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、久山町に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車 1 台につき 1 日を通じて 12,500 円までです。
- 同一の日において 2 人以上の選挙運動用自動車の公費負担の対象となるのは候補者の指定する 1 人に限ります。この 1 人のみについて記載してください。
- 候補者の指定した運転手以外の運転手は、久山町に支払を請求することはできません。

今回の町長選挙の場合の限度額
12,500 円

請 求 書
(選挙運動用自動車の使用)

令和 6 年 1 0 月 3 1 日

久山町長 様

住所（所在地） 久山町大字猪野〇〇番地〇〇

氏名（名称） 福岡 次郎

（法人にあっては、その代表者の氏名も記入する）

久山町議会議員及び久山町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 4 条の規定により、次の金額の支払を請求します。

1 請 求 金 額 5 0, 0 0 0 円

2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり

3 選 挙 名 令和 6 年 1 0 月 2 0 日執行 久山町 長 選挙

4 候補者の氏名（※戸籍名） 久山 太郎

5 振込先

金融機関名	〇〇銀行	本・支店名	〇〇支店
口座種別	普通	口座番号	〇〇〇〇〇〇〇
フリガナ	フカ ジロウ		
口座名義	福岡 次郎		

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに選挙運動用自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和 45 年運輸省令第 7 号）第 13 条第 1 項第 4 号に規定する 4 けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）第 36 条の 17 第 1 項第 4 号若しくは第 36 条の 18 第 1 項第 3 号に規定する 4 けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、久山町に支払を請求することはできません。
- 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。
- 契約業者等（法人にあってはその代表者）本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあってはその代表者）本人の署名その他の措置がある場合にはこの限りではありません。

(別紙) その2

請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により選挙運動用自動車を使用した場合)

(3) 運転手

雇用年月日	報酬(ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備考
令和6年10月15日	10,000 円	12,500 円	10,000 円	報酬(ア)と基準 限度額(イ)の低 い額を記載する。
令和6年10月16日	10,000 円	12,500 円	10,000 円	
令和6年10月17日	10,000 円	12,500 円	10,000 円	
令和6年10月18日	10,000 円	12,500 円	10,000 円	
令和6年10月19日	10,000 円	12,500 円	10,000 円	
計	1日10,000 円の単 価で契約し、5日間 雇用した場合。	今回の町長選挙の場合の 基準限度額(イ)は上記 のとおり。	50,000 円	

備考 「請求金額」欄

を記載してください。

選挙運動用ビラ作成契約届出書

告示日を記入する。

令和6年10月15日

久山町選挙管理委員会委員長 様

令和6年10月20日執行

久山町 長 選挙

通称ではなく本名を記載。

候補者氏名（※戸籍名） 久山 太郎

次のとおり選挙運動用ビラの作成契約を締結したので届け出ます。

契約年月日	契約の相手方の氏名 又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		作成契約枚数	作成契約金額	
令和6年 9月24日	株式会社〇〇印刷 久山町大字久原〇〇番地〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇	5,500枚	30,250円	
		あくまで参考例です。 契約書の通り記載してください。		

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合にはこの限りではありません。

選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書

令和 6 年 10 月 22 日

久山町選挙管理委員会委員長 様

令和 6 年 10 月 20 日執行

久山町 長 選挙

候補者氏名（※戸籍名） 久山 太郎

通称ではなく本名を記載。

次の選挙運動用ビラ作成枚数につき、久山町議会議員及び久山町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 8 条の規定による確認を受けたいので申請します。

1 契約年月日 令和 6 年 9 月 24 日

2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

株式会社〇〇印刷

久山町大字久原〇〇番地〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇

3 確認申請枚数 5,000 枚

限度枚数の 5,000 枚以内であること。

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済み 又は確認申請枚数
前回までの累積枚数（a）	0 枚	0 枚
今回の枚数（b）	5,500 枚	5,000 枚
枚数計（a）＋（b）	5,500 枚	5,000 枚
備 考		

備考

- この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から久山町長選挙の公費負担を受けるために提出してください。
- この申請書は、選挙運動用ビラ作成枚数について公費負担を受けるためのものです。
- 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数を含めて記載してください。
- 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合にはこの限りではありません。

作成枚数が限度枚数の
5,000 枚を超えるとき
は 5,000 枚、超えない
ときは作成枚数を記入
すること。

選挙運動用ビラ作成枚数確認書

第 号

令和6年10月24日

久山町選挙管理委員会

委員長 前田 直 印

久山町議会議員及び久山町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定に基づき、次の選挙運動用ビラ作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

1 令和6年10月20日執行 久山町 長 選挙

2 候補者の氏名（※戸籍名） 久山 太郎

3 確認枚数 5,000枚

備考

- 1 この確認書は、選挙運動用ビラ作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用ビラ作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、久山町に支払を請求することはできません。

選挙翌日以降の日付を記入する。

選挙運動用ビラ作成証明書

令和 6 年 10 月 22 日

令和 6 年 10 月 20 日執行

久山町 長 選挙

通称ではなく本名を記載。

候補者氏名（※戸籍名） 久山 太郎

次のとおり選挙運動用ビラを作成したものであることを証明します。

ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	株式会社〇〇印刷 代表取締役 〇〇 〇〇 久山町大字久原〇〇番地〇〇
作成枚数	5,500 枚
作成金額	30,250 円
備考	

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- ビラ作成業者が久山町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、久山町に支払を請求することはできません。
- 一人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は次のとおりです。

(1) 枚数 5,000 枚

(2) 限度額 7 円 73 銭（単価）×確認された作成枚数＝限度額

今回の町長選挙の場合の限度額

(1) 5,000 枚

(2) 7 円 73 銭 × 5,000 枚（最大枚数）＝38,650 円（限度額）

請 求 書
(選挙運動用ビラの作成)

令和 6 年 1 0 月 3 1 日

久山町長 様

住所（所在地） 久山町大字久原〇〇番地〇〇
氏名（名称） 株式会社〇〇印刷
代表取締役 〇〇 〇〇
(法人にあっては、その代表者の氏名も記入する)

久山町議会議員及び久山町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 8 条の規定により、次の金額の支払を請求します。

- 1 請 求 金 額 2 7, 5 0 0 円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 選 挙 名 令和 6 年 1 0 月 2 0 日執行 久山町 長 選挙
- 4 候補者の氏名（※戸籍名） 久山 太郎

通称ではなく本名を記載。

5 振込先

金融機関名	〇〇銀行	本・支店名	〇〇支店
口座種別	普通	口座番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
フリガナ	カ〇〇インサツ ターイコウトリシヤリヤカ〇〇 〇〇		
口座名義	株式会社〇〇印刷 代表取締役 〇〇 〇〇		

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ビラ作成枚数確認書及び選挙運動用ビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、久山町に支払を請求することはできません。
- 3 この請求書には、作成したビラの見本 1 枚（2 種類の場合には各 1 枚）を添付してください。
- 4 契約業者等（法人にあってはその代表者）本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあってはその代表者）本人の署名その他の措置がある場合にはこの限りではありません。

(別紙)

請 求 内 訳 書

作成金額			基準限度額			請求金額			備考
単価 A	枚数 B	金額 $A \times B$ = C	単価 D	枚数 E	金額 $D \times E$ = F	単価 G	枚数 H	金額 $G \times H$ = I	
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	
5.5	5,500	30,250	7.73	5,000	38,650	5.5	5,000	27,500	

備考

- 1 D欄には、7 円 7 3 銭を記載して
- 2 E欄には、5, 0 0 0枚を記載して
- 3 G欄には、A欄とD欄とを比較して
- 4 H欄には、B欄とE欄とを比較して

今回の町長選挙の場合の限度額

(D) 7. 7 3
(E) 5, 0 0 0
(F) 3 8, 6 5 0

AとDで
少ない方
を記載す
る。

BとEで
少ない方
を記載す
る。

作成金額 (C) と久山町への請求金額 (I) の差額は、事業者から候補者に請求すること。候補者の負担となる。

様式第3号（第2条関係）

選挙運動用ポスター作成契約届出書

告示日を記入する。

令和6年10月15日

久山町選挙管理委員会委員長 様

令和6年10月20日執行

久山町 長 選挙

通称ではなく本名を記載。

候補者氏名（※戸籍名） 久山 太郎

次のとおり選挙運動用ポスターの作成契約を締結したので届け出ます。

契約年月日	契約の相手方の氏名 又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		作成契約枚数	作成契約金額	
令和6年 9月24日	株式会社〇〇印刷 久山町大字久原〇〇番地〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇	25枚	300,000円	

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人
が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提
示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合に
はこの限りではありません。

選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書

令和 6 年 10 月 22 日

久山町選挙管理委員会委員長 様

令和 6 年 10 月 20 日執行

久山町 長 選挙

通称ではなく本名を記載。

候補者氏名（※戸籍名） 久山 太郎

次の選挙運動用ポスター作成枚数につき、久山町議会議員及び久山町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 11 条の規定による確認を受けたいので申請します。

- 1 契約年月日 令和 6 年 9 月 24 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
株式会社〇〇印刷
久山町大字久原〇〇番地〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇
- 3 確認申請枚数 18 枚

限度枚数の 18 枚以内であること。

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は 確 認 申 請 枚 数
前回までの累積金額（a）	0 枚	0 枚
今 回 の 枚 数（b）	25 枚	18 枚
枚 数 計（a）＋（b）	25 枚	18 枚
備 考		作成枚数が限度枚数の 18 枚を超えるときは 18 枚、超えないとき は作成枚数を記入する こと。

備考

- 1 この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に候補者本人又は代理人に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数を含めて記載してください。
- 4 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合にはこの限りではありません。

選挙運動用ポスター作成枚数確認書

第 号

令和6年10月24日

久山町選挙管理委員会

委員長 前田 直 印

久山町議会議員及び久山町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定に基づき、次の選挙運動用ポスター作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

2 令和6年10月20日執行 久山町 長 選挙

3 候補者の氏名（※戸籍名） 久山 太郎

4 確認枚数 18 枚

備考

- 1 この確認書は、選挙運動用ポスター作成枚数について確認を受けた候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したポスター作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用ポスター作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、久山町に支払を請求することはできません。

選挙翌日以降の日付を記入する。

選挙運動用ポスター作成証明書

令和 6 年 10 月 22 日

令和 6 年 10 月 20 日執行

久山町 長 選挙 通称ではなく本名を記載。

候補者氏名（※戸籍名） 久山 太郎

次のとおり選挙運動用ポスターを作成したものであることを証明します。

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	株式会社〇〇印刷 久山町大字久原〇〇番地〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇
作成枚数	25 枚
作成金額	300,000 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数	18

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいてポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が久山町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、久山町に支払を請求することはできません。
- 1 人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - 枚数 当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数に相当する数 18 枚
 - 限度額

$$316,250 \text{ 円} + 541 \text{ 円 } 31 \text{ 銭} \times 18 \text{ (ポスター掲示場数)}$$

$$18 \text{ (ポスター掲示場数)} \quad \text{— 単価 (1 円未満の端数は切上げ)}$$

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額

今回の町長選挙の場合の限度額

- 18 枚（掲示場数 18 か所）
- $(316,250 \text{ 円} + 541 \text{ 円 } 31 \text{ 銭} \times 18 \text{ か所}) \div 18 \text{ か所} = 18,111 \text{ 円 (単価)}$
 $18,111 \text{ 円 (単価)} \times 18 \text{ 枚 (最大枚数)} = 325,998 \text{ 円 (限度額)}$

様式第 15 号（第 6 条関係）

請 求 書
(選挙運動用ポスターの作成)

令和 6 年 1 0 月 3 1 日

久山町長 様

住所（所在地） 久山町大字久原〇〇番地〇〇
氏名（名称） 株式会社〇〇印刷
代表取締役 〇〇 〇〇
(法人にあっては、その代表者の氏名も記入する)

久山町議会議員及び久山町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 11 条の規定により、次の金額の支払を請求します。

- 1 請 求 金 額 2 1 6, 0 0 0 円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 選 挙 名 令和 6 年 1 0 月 2 0 日執行 久山町 長 選挙
- 4 候補者の氏名（※戸籍名） 久山 太郎
- 5 振込先

金融機関名	〇〇銀行	本・支店名	〇〇支店
口座種別	普通	口座番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
フリガナ	カ〇〇インサツ タイヨトリシヤリヤカ〇〇 〇〇		
口座名義	株式会社〇〇印刷 代表取締役 〇〇 〇〇		

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ポスター作成枚数確認書及び選挙運動用ポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、久山町に支払を請求することはできません。
- 契約業者等（法人にあってはその代表者）本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあってはその代表者）本人の署名その他の措置がある場合にはこの限りではありません。

(別紙)

今回の町長選挙の場合のポスター掲示場数
18 か所

請 求 内 訳 書

久山町におけるポスター掲示場数 18 か所

作成金額			基準限度額			請求金額			備考
単価 A	枚数 B	金額 $A \times B$ = C	単価 D	枚数 E	金額 $D \times E$ = F	単価 G	枚数 H	金額 $G \times H$ = I	
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	
12,000	35	300,000	18,111	18	325,998	12,000	18	216,000	

備考

1 「ポスター掲示場数」の欄には、選挙運動用ポスター掲示場数を記載してください。

2 D欄には、次の計算式により算出した金額を記載してください。

$316,250 \text{ 円} + 541 \text{ 円 } 31 \text{ 銭} \times 18 \text{ (ポスター掲示場数)}$

$\underline{\hspace{1cm}} = 18,111 \text{ 円 (単価(1円未満の端数は切上げ))}$

今回の町長選挙の場合の限度額

(D) 18,111

(E) 18

(F) 325,998

「ク」AとDで
少ない方
を記載す
る。

BとEで
少ない方
を記載す
る。

「ポスター掲示場数」欄に記載されたポ

3 E欄には、選挙運動用ポスター作成枚数確認書により確認された作成枚数を記載してください。

4 G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の金額を記載してください。

5 H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

作成金額(C)と久山町への請求金額(I)の差額は、
事業者から候補者に請求すること。
候補者の負担となる。

参 考 様 式

契 約 書

以下の様式は、選挙運動に関する簡易な契約書の見本です
当該様式を使用しなければならないものではありません。

参考様式 1

契 約 書

収入
印紙

印

久山町長選挙候補者 久山 太郎（以下「甲」という。）と 株式会社〇〇タクシー（以下「乙」という。）は、選挙運動用自動車の運行について、次のとおり請負契約を締結する。

通称を使用している場合でも必ず本名で記載すること。

- 1 使用目的 公職選挙法に規定する選挙運動用自動車として使用する。
- 2 車両及び登録番号 福岡 〇〇〇 あ 〇〇〇〇
- 3 台 数 1 台
- 4 使用期間

実際に運行の契約期間を記載してください。

令和6年10月15日から令和6年10月19日までの 5 日間

- 5 契約金額 275,000 円（消費税込）
内訳 1日 50,000円×1.1×5日間= 275,000円

- 6 請求及び支払

この契約に基づく契約金額は、乙は公職選挙法に基づき久山町に請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行うものとする。なお、久山町に請求する金額が契約金額に満たない場合には、甲は乙に対し当該不足金額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合には、乙は久山町に請求することができない。

- 7 この契約に規定がない事項については、法令に従い甲乙協議の上、これを決定する。

令和6年9月24日

甲 久山町長選挙候補者

住 所 福岡県糟屋郡久山町大字久原〇〇番地〇〇

氏 名 久山 太郎

乙 住 所 福岡県糟屋郡久山町大字久原〇〇番地〇〇

名 称 株式会社〇〇タクシー

代表者 代表取締役 〇〇 〇〇

参考様式 2

契 約 書

収入
印紙

印

久山町長選挙候補者 久山 太郎（以下「甲」という。）と 株式会社〇〇レンタカー（以下「乙」という。）は、選挙運動用自動車の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

通称を使用している場合でも必ず本名で記載すること。

- 1 使用目的 公職選挙法に規定する選挙運動用自動車として使用する。
- 2 車両及び登録番号 福岡 〇〇〇 あ 〇〇〇〇
- 3 台数 1 台
- 4 使用期間 令和6年10月10日から令和6年10月19日までの 10 日間
- 5 契約金額 132,000 円（消費税込）
内訳 （1日につき 13,200 円× 10日）
（1日につき 円× 日）

実際の借入を行う期間を記載してください。

6 請求及び支払

この契約に基づく契約金額は、乙は公職選挙法に基づき久山町に請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行うものとする。なお、久山町に請求する金額が契約金額に満たない場合には、甲は乙に対し当該不足金額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合には、乙は久山町には請求することができない。

- 7 この契約に規定がない事項については、法令に従い甲乙協議の上、これを決定する。

令和6年9月24日

甲 久山町長選挙候補者

住 所 福岡県糟屋郡久山町大字久原〇〇番地〇〇

氏 名 久山 太郎

乙 住 所 福岡県福岡市東区〇〇〇丁目〇〇番〇〇号

名 称 株式会社〇〇レンタカー

代表者 代表取締役 〇〇 〇〇

参考様式 3

契 約 書

久山町長選挙候補者 久山 太郎（以下「甲」という。）と 株式会社〇〇石油（以下「乙」という。）は、選挙運動用自動車の燃料供給について、次のとおり契約を締結する。

通称を使用している場合でも必ず本名で記載すること。

1 品 名 公職選挙法に規定する選挙運動用自動車の燃料供給（ガソリン）

2 供給対象の車両 福岡 〇〇〇 あ 〇〇〇〇

3 予 定 数 量 150 ℓ

概算の数量を記載して下さい。

4 供 給 期 間 令和6年10月15日から令和6年10月19日までの5日間

5 契 約 金 額 1ℓあたり 150 円（消費税込）

参考例です。実際の契約した金額を記載してください。

6 給 油 所

乙の経営する給油所において供給し、甲が給油するときに乙は甲に給油伝票（自動車登録番号又は車両番号、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面）を交付するものとする。

7 請求及び支払

この契約に基づく契約金額は、乙は公職選挙法に基づき久山町に請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行うものとする。なお、久山町に請求する金額が契約金額に満たない場合には、甲は乙に対し当該不足金額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合には、乙は久山町には請求することができない。

8 この契約に規定がない事項については、法令に従い甲乙協議の上、これを決定する。

令和6年9月24日

甲 久山町長選挙候補者

住 所 福岡県糟屋郡久山町大字久原〇〇番地〇〇
氏 名 久山 太郎

乙 住 所 福岡県糟屋郡久山町大字山田〇〇番地〇〇

名 称 株式会社〇〇石油

代表者 代表取締役 〇〇 〇〇

参考様式 4

契 約 書

久山町長選挙候補者 久山 太郎（以下「甲」という。）と 福岡 次郎（以下「乙」という。）は、次のとおり契約を締結する。

通称を使用している場合でも必ず本名で記載すること。

- 1 業 務 内 容 公職選挙法に規定する選挙運動用自動車の運転
- 2 雇 用 期 間 令和6年10月15日から令和6年10月19日まで
- 3 契 約 金 額 50,000円（1日につき 10,000円）
- 4 請求及び支払い

実際の雇用期間
を記載してくだ
さい。

この契約に基づく契約金額は、乙は公職選挙法に基づき久山町に請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行うものとする。なお、久山町に請求する金額が契約金額に満たない場合には、甲は乙に対し当該不足金額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合には、乙は久山町には請求することができない。

- 5 この契約に規定がない事項については、法令に従い甲乙協議の上、これを決定する。

令和6年9月24日

甲 久山町長選挙候補者

住 所 福岡県糟屋郡久山町大字久原〇〇番地〇〇
氏 名 久山 太郎

乙 住 所 福岡県糟屋郡久山町大字猪野〇〇番地〇〇
氏 名 福岡 次郎

参考様式 5

契 約 書

収入
印紙

印

久山町長選挙候補者 久山 太郎（以下「甲」という。）と 株式会社〇〇印刷（以下「乙」という。）は、選挙運動用ビラの作成について、次のとおり契約を締結する。

通称を使用している場合でも必ず本名で記載すること。

- 1 業 務 内 容 公職選挙法に規定する選挙運動用ビラの作成
- 2 数 量 5,500 枚
- 3 納 入 期 限 令和6年10月4日
- 4 契 約 金 額 30,250 円（1枚につき 5.5円）（消費税込）
- 5 請求及び支払

あくまで参考例です。
実際に印刷する枚数を記載
してください。

この契約に基づく契約金額は、乙は公職選挙法に基づき久山町に請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行うものとする。なお、久山町に請求する金額が契約金額に満たない場合には、甲は乙に対し当該不足金額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合には、乙は久山町には請求することができない。

- 6 この契約に規定がない事項については、法令に従い甲乙協議の上、これを決定する。

令和6年9月24日

甲 久山町長選挙候補者

住 所 福岡県糟屋郡久山町大字久原〇〇番地〇〇

氏 名 久山 太郎

乙 住 所 福岡県糟屋郡久山町大字久原〇〇番地〇〇

名 称 株式会社〇〇印刷

代表者 代表取締役 〇〇 〇〇

参考様式 6

契 約 書

収入
印紙

印

久山町長選挙候補者 久山 太郎（以下「甲」という。）と 株式会社〇〇印刷（以下「乙」という。）は、選挙運動用ポスターの作成について、次のとおり契約を締結する。

通称を使用している場合でも必ず本名で記載すること。

- 1 業 務 内 容 公職選挙法に規定する選挙運動用ポスターの作成
- 2 数 量 25 枚
- 3 納 入 期 限 令和6年10月4日
- 4 契 約 金 額 300,000 円（1枚につき 12,000円）（消費税込）

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額は、乙は公職選挙法に基づき久山町に請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行うものとする。なお、久山町に請求する金額が契約金額に満たない場合には、甲は乙に対し当該不足金額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合には、乙は久山町には請求することができない。

- 6 この契約に規定がない事項については、法令に従い甲乙協議の上、これを決定する。

令和6年9月24日

甲 久山町長選挙候補者

住 所 福岡県糟屋郡久山町大字久原〇〇番地〇〇
氏 名 久山 太郎

乙 住 所 福岡県糟屋郡久山町大字久原〇〇番地〇〇

名 称 株式会社〇〇印刷

代表者 代表取締役 〇〇 〇〇